



<p><b>2. 未婚・晩婚化対策</b></p> <p>(1) 地域少子化対策強化交付金の継続と大幅な拡充・要件緩和〔健康福祉部〕</p> <p>(2) 未婚者に対する相談・支援や市町村等の取組みをサポートする結婚支援センター体制（都道府県単位で設置）の整備〔健康福祉部〕</p> <p>(3) 家庭を持つことの意義を学ぶ教育の充実〔教育委員会〕</p>	<p>(1) 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進〔Ⅲ(3)-(7)-②〕</p>
<p><b>3. 仕事と家庭の両立支援</b></p> <p>(1) 仕事と家庭の両立に向けた仕組みづくり 〔環境生活部・健康福祉部・商工労働部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が仕事と子育てを両立しうよう父親の育児休業取得を促進する仕組み等の導入・普及や、育児休業中の所得補償の充実に向けた検討</li> </ul> <p>(2) 仕事と家庭の両立支援策の拡充〔環境生活部・健康福祉部・商工労働部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランスを促進するため、テレワーク導入経費への助成など企業への支援や、普及啓発の拡充・強化</li> <li>・育児等によりキャリアを中断した女性の再就職に向けた職業体験・訓練等への支援の充実</li> </ul>	<p>(1) 地域における女性の活躍推進〔Ⅲ(1)-(x)-③〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体による連携体制の構築など、身近な地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組の実施</li> </ul> <p>(1) 育児休業の取得促進・所定外労働時間の削減・年次有給休暇の取得促進・企業の先進的取組の普及支援等の長時間労働を抑制するための総合的な取組、勤務地や職務を限定した多様な正社員の普及、転勤の実態調査を含む働き方の見直し〔Ⅲ(3)-(x)-①〕</p> <p>(2) ICTの利活用〔Ⅲ(1)-(4)-①〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔軟な就労環境を実現する新たなテレワークの実現に向けた取組</li> </ul> <p>(2) テレワークの促進〔Ⅲ(2)-(4)-③〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の実情や企業のニーズを踏まえつつ、モデルケースの検証を行い、ふるさとテレワークを推進</li> </ul>

## B 社会増対策（大都市部からの分散対策など）

「人口問題対策に関する提案」の内容等	まち・ひと・しごと創生総合戦略
<p><b>1. 産業振興・雇用の創出</b></p> <p>(1) 地方における雇用の場の確保〔政策企画局・総務部・商工労働部〕</p> <p>1) 企業の地方分散の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市と地方の法人税率に差を設ける制度、企業誘致のための地方公共団体の補助金等の益金不算入制度などの優遇税制の創設や、研究開発拠点や研修施設等を整備する企業への優遇措置等の創設</li> </ul>	<p>1) 企業の地方拠点強化等〔Ⅲ(2)-(4)-①〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所、研修施設等の本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置（税制措置等）を実施</li> </ul> <p>1) 地方における企業拠点の強化の促進税制〔Ⅳ(7)〕</p>

2) 政府機関等の地方分散の促進

- ・ 政府の試験研究機関や研修機関などの分散の促進

(2) 農林水産業への支援〔農林水産部〕

1) 農林漁業の担い手確保対策の充実

- ・ 青年就農給付金の予算確保と親元就農に係る要件の緩和
- ・ 「農の雇用事業」における雇用就農者の年齢要件の撤廃
- ・ 「半農半X」実践者への青年就農給付金に準じた支援制度の創設
- ・ 農地中間管理事業における予算確保と農地の受け手対策の充実
- ・ 緑の青年就業準備給付金の拡充
- ・ 新規漁業就業者総合支援事業の拡充

2) 森林・林業・木材産業への支援

- ・ 主伐による原木増産と伐採跡地の再植林等を一体的に行う制度・対策の充実・強化
- ・ 高付加価値製品加工技術の開発への支援の充実・強化
- ・ 木質バイオマス等の生産・利用施設の導入と集積への支援の充実・強化
- ・ 森林整備加速化・林業再生基金の延長・拡充

3) 漁業経営対策の充実

- ・ 構造改革プロジェクトにより漁業経営の安定化や円滑な漁船更新が進むよう「もうかる漁業創設支援事業」予算の十分な確保

4) 農山漁村の活性化に向けた取組みへの支援

- ・ 集落営農法人等が行う公益的な生活維持活動への支援制度の創設

5) 農林水産業の振興のための基盤整備

- ・ 基盤整備事業に必要な予算の当初予算における確保
- ・ 基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算の充実・強化

2) 政府関係機関の地方移転〔Ⅲ(2)-(イ)-②〕

- ・ 2014年度：研究機関・研修所等のリストを作成
- ・ 2015年度：道府県等は関係市町村の意見を踏まえ、政府機関誘致のための条件整備の案を付して機関誘致の提案を実施
- ・ まち・ひと・しごと創生本部は、移転すべき機関を決定し、2016年度以降、具体化を図る

1) 農林水産業の成長産業化〔Ⅲ(1)-(ウ)-②〕

- ・ 農業の担い手の育成
- ・ 経営規模拡大等を通じた生産性の向上

1) 新規就農・就業者への総合的支援〔Ⅲ(1)-(エ)-④〕

- ・ 所得の確保や技術習得等の支援

2) 農林水産業の成長産業化〔Ⅲ(1)-(ウ)-②〕

- ・ 農林水産物の高付加価値化等の推進
- ・ 森林資源の循環利用
- ・ 木質バイオマス利用の推進等による新たな木材需要の創出
- ・ 木材の加工流通施設の整備

3) 農林水産業の成長産業化〔Ⅲ(1)-(ウ)-②〕

- ・ 水産加工施設のEU向けHACCP認定の加速化、燃油使用量の削減推進など、収益性の高い操業・生産体制への転換を推進

4) 地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備〔Ⅲ(1)-(ア)-③〕

5) インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進〔Ⅲ(4)-(エ)-②〕

- ・ メンテナンスサイクルの構築や長寿命化計画の策定促進等、戦略的な維持管理・更新等を推進

<p><b>(3) 地方への観光誘客に向けた取組みへの支援</b>〔商工労働部・教育庁〕</p> <p>地方への来訪を促す取組みの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな広域観光ルートづくりの支援</li> <li>・地域を取り上げたプロモーションの実施</li> <li>・自然や文化財などの地域資源を活用した観光地づくりの支援</li> <li>・外国人受け入れ環境の整備</li> </ul>	<p><b>(3) 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進</b>〔Ⅲ(1)-(ウ)-③〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「広域観光周遊ルート」の形成の促進</li> <li>・海外への積極的な発信</li> <li>・歴史まちづくり、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を生かした地域づくりと、体制づくり、受入環境整備等、観光振興のための施策を一体で実施</li> <li>・地域の雇用を支える観光産業に従事する者に対し、人材育成支援を実施</li> <li>・地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進</li> </ul> <p><b>(3) 地域の産品、歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化</b>〔Ⅲ(1)-(ウ)-④〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の歴史、町並み、文化・芸術においては、世界遺産や国宝等を地域活性化に活用するほか、2015年度より新たに「日本遺産」を認定する仕組みを創設</li> </ul>
<p><b>2. 産業振興に必要なインフラ整備</b></p> <p><b>(1) 地方の社会資本の整備</b>〔地域振興部・土木部〕</p> <p>1) 高速道路をはじめとする地方の道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路や地域の生活に欠かせない道路予算の十分な確保と整備が遅れている地域への重点配分</li> <li>・全国のミッシングリンクを解消するための整備予算の確保と山陰道の2020年までの全線開通</li> </ul> <p>2) 高速鉄道網の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の導入などの高速化の推進と建設費への新たな財政支援制度の創設</li> </ul> <p>3) 国際物流の拠点となる港湾（浜田港等）における物流機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路に直結する臨港道路や荒天時の稼働率向上のための防波堤等の整備推進</li> </ul> <p><b>(2) 超高速情報通信網整備への支援拡充</b>〔商工労働部〕</p> <p>I T企業等の誘致に不可欠な超高速情報通信網の整備への支援の拡充</p>	

<p><b>(3) 地方交通の利活用策への支援〔地域振興部・土木部〕</b></p> <p>1) 羽田空港における地方航空路線の発着枠の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽田空港発着枠の見直し配分時における地方航空路線への優先配分</li> <li>・代替高速交通機関未整備地域への特別枠の創設</li> </ul> <p>2) 地方高速道路の料金割引の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域の交通量が少ない高速道路の通行料金の引下げ</li> </ul> <p><b>(4) 離島に対する支援〔総務部・地域振興部〕</b></p> <p>1) 離島に対する支援制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島振興法に基づく支援制度の充実及び新法制定などによる国境離島への特別な支援措置の創設</li> </ul> <p>2) 離島航路運賃の低廉化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストを実現するための離島航路への支援制度の拡充</li> </ul>	
<p><b>3. 地域の実情に応じた拠点の整備</b></p> <p><b>(1) 地域の中核的自治体への支援〔政策企画局・地域振興部〕</b></p> <p>全国一律の人口規模等による基準でなく、地域の実情に応じた基準により支援を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方中枢拠点都市」制度において、産業・生活拠点機能の向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること</li> <li>・離島・中山間地域を含め地域において実際に中核としての役割を担っている自治体も支援すること</li> </ul> <p><b>(2) 条件不利地域の実情を踏まえた「小さな拠点」の整備〔政策企画局・地域振興部〕</b></p> <p>いわゆる「小さな拠点」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえた十分な整備箇所の確保</p>	<p>(1) 「連携中枢都市圏」の形成〔Ⅲ(4)-(ア)-①〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心都市等への交付税措置等、補助事業採択における配慮等により支援</li> <li>・具体的な都市(圏)は、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を経て2015年度中に確定</li> </ul> <p>(1) 定住自立圏の形成の促進〔Ⅲ(4)-(ア)-②〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定住自立圏の取組成果の再検証結果等を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施</li> </ul> <p>(2) 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成〔Ⅲ(4)-(ア)-①〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村において「小さな拠点」整備の構想を策定し、この構想に基づき推進</li> <li>・「小さな拠点」の事業主体が活動しやすいよう、補助制度や規制の見直しと窓口の一元化を推進</li> <li>・「小さな拠点」のモデルづくりを実施し、おおむね5年後までに市町村における「小さな拠点」の本格的な形成・運営を実施</li> </ul>

#### 4. 地方への人の流れをつくる仕組み

##### (1) U I ターンと若者の地元定着の推進

〔政策企画局・総務部・地域振興部・健康福祉部・農林水産部・商工労働部・土木部・教育委員会〕

###### 1) 国のU I ターン推進体制の整備

- ・U I ターン希望者がワンストップで移住希望市町村の情報を入手できる体制の整備

###### 2) 定住受入体制への支援

- ・地方への定住者の受入を担う自治体の体制整備への支援の充実

###### 3) 若者等の地方での就職・起業の促進

- ・地方の企業に就職する新規学卒者の奨学金返還の減免の実施
- ・増員、派遣期間延長など地域おこし協力隊制度の充実
- ・地域おこし協力隊のように、地域住民の生活の維持や集落の活性化に貢献する企業に若者等を常駐させ雇用の場を拡大する経費への支援
- ・人手不足が深刻化し、技能継承も困難になりつつある型枠工、大工、左官等の技能工職種について、若者を確保・育成する制度の創設
- ・若者から高齢者までが地域資源等を活用して起業するための支援策の充実
- ・看護師や保育士など女性の就業割合の高い職種における地方への就業誘導

###### 1) 若者人材等の還流〔Ⅲ(1)-(x)-①〕

- ・就職や地方での生活に関する情報等を一元的に収集・提供する「地域しごと支援センター(仮称)」の整備を推進

###### 1) 地方移住希望者への支援体制〔Ⅲ(2)-(7)-①〕

- ・求人情報を含む地方移住に必要な情報を一元的に提供するシステム「全国移住ナビ」の2015年度からの本格稼働
- ・地方への移住関連情報の提供・相談支援を一元的に行う「全国移住促進センター(仮称)」の2015年度からの本格稼働

###### 2) 地方移住希望者への支援体制〔Ⅲ(2)-(7)-①〕

- ・地方公共団体が実施する移住関連情報の提供や相談支援について2015年度より地方財政措置を創設

###### 2) 地方居住の本格推進〔Ⅲ(2)-(7)-②〕

- ・2015年度に「地方居住推進国民会議」を設置
- ・地方公共団体が実施する移住者への住居支援等について2015年度より地方財政措置を創設

###### 3) 地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置〔Ⅲ(2)-(7)-②〕

- ・奨学金「地方創生枠(仮称)」を活用した大学生等の地元定着の取組等への支援策の実施

###### 3) 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充〔Ⅲ(2)-(7)-④〕

###### 3) 包括的創業支援〔Ⅲ(1)-(4)-①〕

- ・産業競争力強化法における創業支援事業計画に基づき、地方公共団体が核となって地域密着型企業の立ち上げを支援するプロジェクトの推進など

###### 3) 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現〔Ⅲ(1)-(x)-⑥〕

- ・地域において若者向けの安定した雇用の場の確保
- ・「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進

<p>4) 大学生等の地方への分散</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方に立地する国立大学・高専の定員増</li> <li>・地方に立地する大学・高専の魅力向上と充実のための支援の拡充</li> </ul> <p>5) 地方の高校・専修学校等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方に立地する高校・専修学校等における県外からの学生受入れのための支援制度の創設（学生寮整備、県外での広報活動など）</li> </ul> <p>6) 「ふるさと教育」への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとへの愛着と誇りを育てる「ふるさと教育」への支援</li> </ul> <p><b>(2) 住居の確保対策〔地域振興部〕</b></p> <p>1) 税負担等の軽減による地方移住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方へ住み替える場合の住居の売却・購入に係る優遇税制等の創設（移住経費の所得からの控除、不動産取得税・固定資産税の軽減）</li> <li>・「空き家活用事業」の補助率の引上げと要件の緩和</li> </ul>	<p>4) <b>地方大学等への進学、地元企業への就職を促進するための具体的な措置</b>〔Ⅲ(2)-(ウ)-②〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討、成案を得る</li> <li>・地方公共団体と大学等の連携による雇用創出・若者定着に向けた取組への支援</li> </ul> <p>4) <b>大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援</b>〔Ⅲ(1)-(エ)-⑤〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を担う人材育成を促進</li> </ul> <p>4) <b>地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進</b>〔Ⅲ(2)-(ウ)-①〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の活性化や地域医療に大きく貢献する大学等の教育研究環境を充実</li> <li>・地元の地方公共団体や企業と連携し、地域課題の解決に積極的に取り組む大学を評価し、その取組を推進</li> </ul> <p>4) <b>大学、高等専門学校等の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成</b>〔Ⅲ(2)-(ウ)-③〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業を担う人材を育成する大学、高等専門学校等の取組を推進</li> </ul> <p>6) <b>地域に誇りを持つ教育の推進</b>〔Ⅲ(2)-(ウ)-②〕</p> <p>6) <b>「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進</b>〔Ⅲ(4)-(キ)-①〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中・高等学校における教育や、公民館等の社会教育など様々な機会において学ぶ活動を推進</li> </ul> <p>1) <b>地方居住の本格推進</b>〔Ⅲ(2)-(ア)-②〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進や住み替え支援を実施</li> <li>・費用負担の軽減を図るため、個人所有の空き家や公的賃貸住宅の活用</li> <li>・中古住宅市場の流通促進による住み替えしやすい環境の整備</li> <li>・地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について2015年度より地方財政措置を創設</li> </ul> <p>1) <b>空き家対策の推進</b>〔Ⅲ(4)-(イ)-①〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家対策の推進</li> <li>・空き家の利活用や空き家物件に関する円滑な流通・マッチングの促進</li> <li>・地方公共団体が取り組む空き家対策について2015年度より地方財政措置を創設</li> </ul>
--	--

<p>2) 多世代同居・近居の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多世代同居・近居のための住宅の取得・改修に係る優遇税制等支援制度の創設[再掲]</li> </ul> <p><b>(3) 高齢者の受入れに向けた環境整備〔健康福祉部〕</b></p> <p>1) 要介護高齢者の地方への移住を促進するため、国民健康保険に適用される「住所地特例制度」を後期高齢者医療制度へ拡大</p> <p>2) 元気な高齢者の受入れに向け、移住後に生じる医療費・介護費の自治体負担の公平性を図るための新たな「住所地特例制度」や環境整備の検討</p>	<p>2) 「三世帯同居・近居」の支援〔Ⅲ(3)-(ウ)-①〕</p> <div data-bbox="1630 204 2190 386" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[CCRC] 高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体</p> </div> <p>2) 「日本版 CCRC」の検討〔Ⅲ(2)-(ア)-③〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康時に地方に移住し、安心して老後を過ごすための「日本版 CCRC」導入に向けた課題及び論点の整理</li> </ul>
<p><b>5. 地方創生に向けた地方行財政の充実・強化</b></p> <p><b>(1) 地方行財政の充実・強化〔政策企画局・総務部・地域振興部〕</b></p> <p>1) 地方創生に向けた出産・子育て対策、未婚・晩婚化対策、産業振興・雇用創出、U I ターンの推進等のための新たな交付金制度の創設</p> <p>2) 地方交付税の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方施策を拡充・強化するための歳出の地方財政計画における別枠での計上と新たな費目を設ける地方交付税の充実</li> </ul> <p>3) 地方債の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎対策事業債の必要額確保とソフト事業の発行限度額の弾力的な運用</li> <li>・過疎対策事業債の交付税算入率を辺地対策事業債並みへの引上げ</li> <li>・地域再生を総合的に支援するための元利償還金に対する交付税を措置する特別な地方債の創設</li> </ul> <p>4) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく税制特例（地方税の減収補填含む）の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業や農林水産物等販売業の対象業種への追加</li> <li>・対象となる設備の価格要件（2,000万円以上）の引下げ</li> </ul>	<p>1) 地方公共団体が適切な効果検証の仕組みを伴いつつ自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための財政的支援〔Ⅳ(オ)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいタイプの交付金について先行的な仕組みを創設</li> <li>・2016年度からの本格的実施に向けて検討、成案を得る</li> </ul> <p>2) 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための地方財政措置〔Ⅳ(エ)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生の取組に要する経費について、地方財政計画の歳出に計上するとともに、地方交付税を含む地方の一般財源を確保</li> </ul>



## 2 人口減少への対応

「人口問題対策に関する提案」の内容等	まち・ひと・しごと創生総合戦略
<p><b>1. 地域の生活基盤の維持・確保</b></p> <p><b>(1) 生活関連インフラ・機能の維持・確保〔地域振興部・健康福祉部・土木部〕</b></p> <p>1) 生活道路・下水道の整備や、河川改修・土砂災害対策、通学路の安全対策、空き家対策、上水道料金の適正水準の確保等、県民の安全安心や快適な生活のために必要な予算の確保</p> <p>2) 治水・砂防事業による防災対策が必要な区域に居住する住民を安全な区域に移転させる事業を、治水・砂防事業として実施する仕組みの検討</p> <p>3) 小さな拠点の整備において、移動手段を持たない高齢者の移住のための住居整備も含めた支援の検討</p> <p><b>(2) 地域交通の確保〔地域振興部〕</b></p> <p>1) 鉄道、バス、離島航路など、通学、通院、買い物など日常生活を支える公共交通機関の運行維持に必要な予算の十分な確保</p> <p>2) 地方航空路線維持に向けた地元自治体と地域の取組みへの支援制度の創設</p>	<p>1) <b>空き家対策の推進</b>〔Ⅲ(4)-(エ)-①〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家対策の推進</li> <li>・空き家の利活用や空き家物件に関する円滑な流通・マッチングの促進</li> <li>・地方公共団体が取り組む空き家対策について2015年度より地方財政措置を創設</li> </ul> <p>1) <b>インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進</b>〔Ⅲ(4)-(エ)-②〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンスサイクルの構築や長寿命化計画の策定促進等、戦略的な維持管理・更新等を推進</li> </ul>
<p><b>2. 地域医療・福祉体制の確保</b></p> <p><b>(1) 医師・看護職員等確保対策の推進〔健康福祉部〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師・看護師・助産師・保健師の確保に要する体制整備や支援</li> </ul> <p><b>(2) 福祉・介護人材確保対策の推進〔健康福祉部〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育などの福祉人材や介護人材の処遇改善を図るために必要な財源措置や人材の確保に向けた支援</li> </ul>	<p>(2) <b>子ども・子育て支援新制度の円滑な施行</b>〔Ⅳ(イ)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育や保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進</li> </ul> <p>(2) <b>地域包括ケアシステムの構築</b>〔Ⅳ(イ)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を構築</li> </ul>

<p>(3) 地域医療構想に基づく医療・介護提供体制の整備への支援〔健康福祉部〕</p> <p>(4) 過疎地における公立・公的病院、公立診療所等への支援の充実〔健康福祉部〕</p> <p>(5) 大学によるへき地医療支援の促進〔健康福祉部〕</p> <p>(6) 地域医療・福祉提供体制の確保に向けた制度の拡充〔健康福祉部〕</p> <p>1) 地域の実情に応じたドクターヘリ運航委託費の補助基準額の設定</p> <p>2) ドクターヘリや救命救急センターの運営費等に関する十分な予算確保</p> <p>3) 医療・福祉施設の耐震化及び老朽化対策のための支援の充実</p> <p>(7) 地域医療連携の推進〔健康福祉部〕</p> <p>・ ICT を利用した診療情報の共有による地域医療連携の推進</p>	<p>(3) 地域医療構想の策定〔Ⅳ(イ)〕</p> <p>・ 地域医療構想策定のためのガイドラインを策定</p> <p>(7) サービス産業の活性化・付加価値向上〔Ⅲ(1)-(ウ)-①〕</p> <p>・ IT を活用した、地域住民の医療・介護・健康に関する情報の共有・活用に向けた取組を推進</p> <p>(7) ICT の利活用〔Ⅲ(1)-(オ)-①〕</p> <p>・ 中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療を推進</p> <p>・ 2016 年度以降、医療・教育など幅広い分野における新たな ICT の利活用モデルの確立に向けた取組を加速化</p>
<p>3. 地域の教育環境の確保</p> <p>(1) 離島・中山間地域の小規模学校（小・中・高）の教育水準維持のための教員定数の加配措置の拡充〔教育委員会〕</p> <p>(2) 市町村が行う教育環境確保のための取組みへの支援〔教育委員会〕</p> <p>・ スクールバス運行経費、遠距離通学費などへの支援の拡充</p>	<p>(2) 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援〔Ⅲ(4)-(ア)-②〕</p> <p>・ 活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援</p>

<p>4. 人口減少地域に配慮した施策の推進</p> <p>(1) 人口減少地域に対する地方行財政への支援 〔政策企画局・総務部・地域振興部〕</p> <p>1) 必要な地方交付税総額の確保と、地域間の格差を是正するための財政調整機能の強化</p> <p>2) 市町村分の地方交付税の交付額の算定にあたって、人口密度が低く、可住地が分散している団体に配慮した方法の拡充</p>	<p>(1) 地域間の税源の偏在是正等の地方法人課税改革の推進〔IV(ウ)〕</p> <p>(1) 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための地方財政措置〔IV(エ)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生の取組に要する経費について、地方財政計画の歳出に計上するとともに、地方交付税を含む地方の一般財源を確保</li> </ul>
--	---